

8 地方税の取扱い

1 現行のまま新市に引き継ぐもの

(1) 釧路市の都市計画税

2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

(1) 市町民税

個人市町民税は標準税率を採用。

また、法人市町民税は制限税率に統合するが、標準税率を適用している音別町は合併後3年程度現行を引き継ぐ。

(2) 固定資産税

(3) 軽自動車税

(4) 市町たばこ税

3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 固定資産の評価

釧路市の制度に統合するが、以下、ア～イの経過措置を設ける。

ア 在来分家屋評価は合併後5年程度で調整

イ 新增築家屋評価は新市の評価基準（再建築費評点基準表）で実施するが、合併後5年程度は旧市町の物価水準補正率を適用するなどの調整を行う

(2) 鉱産税

4 阿寒町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

(1) 入湯税